

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2020-04

ハイライト:

新型コロナウイルス関連の期間延長措置	1
新型コロナウイルス関連の特許情報ナビオープン	2
英語の物品名称だけでデザイン出願できる…3月1日から施行	3
特許法院2020. 2. 14. 宣告2019HE04833[拒絶決定(特許)]	3
環境に優しい水素生産の中核技術、水分解触媒!	5
KIST、青色光半導体技術の開発	6



新型コロナウイルス関連の 期間延長措置

—新型コロナウイルス「責任を負うことができない事由」に認定(2020年2月28日から施行)—

新型コロナウイルスの世界的な流行により、韓国特許庁は、2020年2月28日付で新型コロナウイルスのために法令による期間を遵守できなかった出願人に対し、「責任を負うことができない事由」に該当するものとみなして段階別救済措置を施行している。

具体的には、事由が消滅した日から2ヶ月以内であり、指定された期間の満了日から1年が過ぎていない場合、「責任を負うことができない事由」

を疎明することで期間超過に対して救済を受けることができる。

特許法文上、「責任を負うことができない事由」が適用される期間は、以下のとおりである。

- 1) 手続き(優先権主張証明書、委任状の未提出、納付料未納などの方式審査) 関連の補正期間(補正命令で指定した期間)
- 2) 拒絶決定不服審判の期間(拒絶決定書の受領日から30日)、特許取消決定又は審決に対する再審の請求期間(再審の事由を知った日から30日)
- 3) 審査請求期間(出願日から3年/5年)、再審査請求期間(拒絶決定書の受領日から30日)
- 4) 特許年金の追加納付期間(通常納付期間後6ヶ月)、補填期間(補填命令を受けた日から1ヶ月)

現在、特許庁内部では、外国出願人の疎明については具体的な指針が出されていないが、外国出願人の場合、新型コロナウイルスによる職場の閉鎖確認書、入院確認書、隔離確認書などを提出し

て事由を疎明する場合、積極的に認めようという立場である。

一方、優先権主張期限、国内段階移行期限については、上記の期間の超過に対して救済措置は適用されない。

-新型コロナウイルスによる指定期間の職権延長(3/31~4/29の期限→4/30まで自動延長)-

韓国特許庁では、2020年3月30日付で、新型コロナウイルスの世界的な流行による出願人の不便さや期間を遵守できないことへの懸念を解消する為に、拒絶理由通知等の応答書の提出(意見書/補正書は該当、再審査請求/拒絶決定不服審判請求は該当しない)の期限が、2020年3月31日から2020年4月29日までの期間内に満了する場合、これを職権で2020年4月30日まで延長すると発表した(但し、4月30日は韓国の公休日、5月1日は韓国特許庁の休業日であるため自動的に5月4日まで延長される)。

新型コロナウイルス関連の 特許情報ナビオープン

-新型コロナ禍、生活及び安全の分野での発明アイデアを受付-

特許庁は、新型コロナウイルスに関する最新の特許情報をリアルタイムで提供する「特許情報ナビゲーション(以下、特許情報ナビ)」を3月19日から始めた。

特許情報ナビは、新型コロナウイルスに関する治療薬・ワクチン、診断・検査、防疫・防護などの主要分野別に国内・外の特許動向調査の結果を公開し、現場で課題となっている最新技術の特許情報をわかりやすくまとめて、特許庁サイト(<https://www.kipo.go.kr/ncov>)により提供するサービスだ。このサービスを導入したのは、新型コロナウイルスの拡散によって国民の不安が高まる中、特に昨今ではインターネットやSNSを中心に偽情報が横行しており、より正確で客観的な技術情報の提供が重要との判断によるものだ。

巨視的な技術情報である特許動向の調査結果は、グローバル特許の動向、国別の特許競争力の比較、グローバルな先進企業や韓国企業の特許競争力の分析結果などを含み、各分野別に順次公開される予

定である。

最新技術の特許情報の場合、特許リストと共により具体的に分析された詳細な技術情報を提供し、当該特許の専門に至るまで直接確認することができる。

治療薬の開発分野では、新型コロナウイルスに適用可能な代替治療薬として知られている抗ウイルス治療薬(肝炎、HIV、新型インフルエンザ、エボラなど)関連の特許情報を見やすく掲載する予定であり、感染症の広がりを防止する技術に関しては、単にマスクだけでなく、手袋、防護服など、各種防護装備、殺菌・消毒剤、公共エリアの消毒や防疫システムなど、新型コロナウイルスの対応技術を幅広く載せる予定である。

そのうちの2~3の技術を見てみると、マスクに関しては、最近メディアで取り上げられた何度も洗って繰り返し使えるナノファイバーフィルタ技術、着用時に呼吸しやすくする技術、音声伝達性能を向上させた技術、汚染度によって交換時期を知らせる技術などがある。

その他にも、医療陣等の二次感染を防止するための安全防護服の滅菌システム、いつでも手の殺菌・消毒ができる技術、エスカレータのハンドレール殺菌技術、スマートフォンで正確な体温を測定する技術なども注目に値する。

特許情報ナビを通じて提供される多様な特許情報は、関連分野の企業の研究及び技術開発にすぐに活用することができる。

特に、消滅した特許や外国にのみ出願された特許などは、自由技術であるので使用への制約は特にない。代表的なものはアビガン、シクレソニドなどの代替治療薬、マスクに関しては、フィルタの交換・空気漏れ防止及び性能改善技術、各種ウイルス殺菌装置、発熱感知衣類技術、ビニール手袋を交換する使い捨て粘着パッチ、着脱が容易な医療用防護服などが調査されている。

まだ権利が消滅していない特許であっても、技術移転、ライセンスなどを通じて技術の事業化に直接利用することができる。

また、当該特許情報は、科学技術情報通信部、保健福祉部、食品医薬品安全処など汎省庁協力の立場から新型コロナウイルスへの対応に貢献できる見通しだ。

たとえば、緊急導入制度による代替治療薬の導入の検討、他の国で新型コロナウイルス治療薬を開発した場合、韓国で同じ治療薬を製造するための強制実施権の発動検討、などに活用できる。

その外にも、新型コロナウイルスのナビサービスでは、新型コロナ克服の為の様々な提案、優れた発明アイデアも受け付けており、新型コロナウイルスによる被害を被っている企業のために、特許庁の様々な支援施策を案内している。提案された優れたアイデアは、特許出願へ連携したり関連の産業界に提供し、提案者は国の褒章候補者に推薦する計画である。

バク・ウォンジュ特許庁長は、「国家的に厳しい状況にあって、新型コロナウイルス関連の特許情報ナビは、企業が技術情報を適時に活用する上で積極的なサポート手段となり、政府だけでなく国民と共に今回の事態を解決するため、円滑なコラボチャンネルになるものと期待する」と明らかにした。

英語の物品名称だけでデザイン 出願できる…3月1日から施行

特許庁は、デジタル・マルチメディア技術の発達に伴い、新たに生じた英語の物品名称を認定し、著名な商標・デザインの一部を変更した出願に対する審査の強化を主な内容とするデザイン審査基準を設けて、3月1日から施行している。

これまで、韓国語で普通名称化されていない外国の文字は物品名称として認めていなかったが、今後、英語のみで構成された単語であっても、関連のデザイン業界で通常使用されている場合（例：Smart Watchなど）、正当な物品名称として認めることとした。これは、第4次産業革命による新規の物品が増加している状況下で、国際的基準と取引の実情に合わせるための措置である。

一方、これまで著名な商標・デザインの一部構成要素を模倣して出願した場合、拒絶理由が不明確なことから混乱が生じていたため、具体的な拒絶理由の例示を示して、韓国の著名な商標・デザインに対する保護を強化することとした。

また、出願デザインで同じ模様やパターンが1.5回以上反復することや反復状態のデザインについて、説明の提出が必要だった反復デザインの登録要件

は、単位模様につき1回の図示だけでも「デザインの説明」によってデザインを明確に特定できれば登録可能とすることで、早期デザイン登録が可能となった。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「今回のデザイン審査基準は、出願人の利便性向上とデザイン権の保護強化に重点を置いた」とし、「今後も国際的基準を積極的に反映させ、出願人の不便さを緩和させデザイン権を簡便かつ迅速に確保できるよう、制度の改善を図っていく」と述べた。



特許判例

特許法院2020. 2. 14. 宣告2019HE04833

[拒絶決定(特許)]

【事件の概要と判示の要旨】

一特許権の設定登録を受けようとする者が特許料を納付した際、特許庁長の特許権設定登録の手続きの履行状況とは関係なく、直ちに特許権の設定登録がなされて特許が公知となったとみることはできないとした事例-

イ)特許の設定登録日以降は、特許が公知となったものとみななければならない(大法院2009. 12. 24. 宣告2009DA72056判決参照)。特許権の設定登録とは、特許出願に対する審査官の特許決定後、特許料の納付又は免除時に特許庁長が職権で特許庁に備えられた特許原簿に所定の事項を記載する手続きをいう。ただし、以下のような理由で特許権の設定登録を受けようとする者が特許料を納付した場合には、特許庁長の特許権設定登録手続きの履行状況とは関係なく、直ちに特許権の設定登録がされたとして特許が公知となったとみることはできない。

①旧特許法等の何れにも、特許権の設定登録を受けようとする者が旧特許法第79条第1項による特許料を納付した時[登録料納付書が受理されるか、又は特許庁長が付与した納付者番号で登録料を納付した場合、登録料の納付の情報が特許庁電算情報処理組織のファイルに記録された場合、以下の通り]、特許庁長の特許権設定登録手続きの履行状況とは

関係なく直ちに特許権が設定登録されたとみなしたり、特許料が納付されて特許庁長が特許権を設定するために登録すべき時点が属する日を特許権の「設定登録日」とみなすという規定はない。

②特許権の設定登録を受けようとする者が特許料を納付した場合、旧特許法所定の特許料が完納されたかどうかを事後的に確認し、万一、旧特許法所定の特許料の一部を納付していない場合には、特許料の補填を命じなければならない等、特許権の設定登録を受けようとする者の旧特許法第79条第1項所定の特許料完納の有無を判断する手続きが必須である。

したがって、特許権の設定登録を受けようとする者が特許料を納付した時点、又はその特許料納付の情報が特許庁に届いた時点と、特許権の設定登録を受けようとする者が旧特許法第79条第1項所定の特許料を完納したことが最終的に確認されて特許庁長に特許権設定登録の義務が発生した時点との間には、必然的に時間的な間隔が発生せざるを得ないため、特許法等の何れにも、特許権の設定登録を受けようとする者が特許料を納付した時点で、特許庁長の特許権設定登録手続きの履行状況とは関係なく直ちに特許権が設定登録されたとみなしたり、特許料が納付されて特許庁長が特許権を設定するために登録すべき時点が属する日を特許権の「設定登録日」とみなす規定はない。

③さらに、特許権の設定登録を受けようとする者が、旧特許法第79条第1項所定の特許料を納付したとしても、特許権の設定登録がなされるまでは、その出願発明は公開されてはいないので秘密を維持しなければならず、閲覧等は許可されない(旧特許法第216条参照)。

ロ) 結局のところ、先行発明は、2016年8月17日17:05:51に特許登録原簿が作成されてはじめて特許権の設定登録がなされ、登録料納付の情報が特許庁に届いた2016年8月16日14:00:47から先行発明の特許登録原簿が作成されて特許権の設定登録がされた2016年8月17日05:51までの間に、先行発明の特許出願に関する書類等の第三者への閲覧・コピーが行われたとみる如何なる資料も特にないので、先行発明は、登録料納付の情報が特許庁に届いた2016年8月16日14:00:47ではなく、本事件出願発明の出願日以降であって、先行発明の特許登録簿が作成されることで特許権設定登録がなされた2016年8月17日17:05:51

に公知となったとみるべきであり、先行発明の特許登録原簿に特許登録日が登録料納付日である「2018年8月16日」と記載されている事情だけで、先行発明の特許権設定登録日が上記特許登録原簿に記載された通りとみなされたり遡及されるとみるのも困難である。

長寿石ベッド、家具会社「長玉寿」相手に商標無効訴訟を起し敗訴

一法院、『長寿(チャンス)』は2音節、『長玉寿(チャンオクス)』は3音節…類似点なし

特許法院第2部は、長寿産業が石製ベッドなどを販売する家具会社の長玉寿を相手にした商標登録無効訴訟において、原告敗訴の判決をしたと明らかにした。

裁判部は、長寿産業の「長寿石ベッド」のうち「石ベッド」の部分は、商品の用途を指すもので識別力が極めて弱いため、「長寿」の部分で二つの商標の類似性を選別すべきと見た。裁判部は、長玉寿(チャン・オクス)はハングル3音節の文字であり、長寿(チャンス)は2音節の文字で構成され、二つの標章は外観と呼称が類似していないとの結論を下した。観念的にみても、長玉寿は女性の名前が連想され、長寿は「長生き」という辞書の意味にとらえられると判断した。長寿産業は、「長玉寿」の中間の文字「玉」は、原材料表示に該当して識別力がないとも主張したが、裁判部は、このように分離して認識するのは自然でないと指摘した。

長寿産業は、「長玉寿」が国内消費者の間で広く知られている「長寿石ベッド」の商標と非常に類似しており、消費者に誤認と混同を引き起こす可能性がある」と主張した。また、長玉寿は、長寿石ベッドという先使用商標の名声に便乗して、不当な利益を得ようとする不正な目的で出願されたものなので無効となるべきとして争い、まず特許審判院に登録無効審判を請求したが受け入れられなかったため、訴訟を起していた。

出願動向

環境に優しい水素生産の中核技術、 水分解触媒！

ーグリーン水素の生産、水分解触媒分野の特許出願急増ー

韓国政府が「水素経済リード国家」を本格的に宣言（水素経済のロードマップ/2019年1月発表）してから、水から環境に優しい水素を生成するための基盤技術である水分解触媒に関する特許出願が急増していることが分かった。特許庁によると、水分解触媒関連の技術は、これまで合わせて70件となるが、特に2019年に出願された件数は、前年比350%と急増したことが分かった。

出願された特許は、韓国出願人の割合が94.3%で水分解触媒の技術開発は国内機関がリードしていることが分かる。特に、韓国科学技術研究院(KIST)、韓国化学研究院(KRICT)などの国策研究所、及び浦項工科大やソウル大などの大学が全体の86%(57件)を占め、主な出願をリードしている。

技術の詳細を見ると、水分解触媒の中では、光エネルギーにより水が分解されて水素を生成する光触媒関連技術が出願全体の51%(36件)に達し、水の電気分解により水素を生成する水電解用触媒に関する技術は40%(28件)となる。

具体的には有機物、金属硫化物、複合金属成分などの新たな光触媒物質を開発する技術、及び白金族の代替となる水分解新規触媒を開発する方向に特許出願が集中している。

2014年以前は光触媒に関する出願が主であったが、その後、水電解用触媒に関する出願が増え始め、昨年は10件まで大きく増えた。太陽光などの代替エネルギーから電気の供給を受け、水電解方式などでグリーン水素を生産する研究開発が活発に行われているためだ。

特許庁は、「持続可能な水素の生態系を構築するために、水を分解して水素を生産する技術は、環境と経済性の双方に関わる必須技術として脚光を浴びてくるとし、「グローバルな水素経済市場の優位

性を先取りするために、関連の特許出願も大幅に増加することが予想されることから、水分解触媒分野において中核特許の先行確保が大切である」と述べた。

レッドオーシャン中のブルーオーシャン、 衣類ケア機器の特許ブーム

ー衣類ケア機器分野:2019年の特許出願は10年前に 比べ6倍増ー

「衣類ケア機器市場」を巡って韓国企業の競争が本格化し、最近、関連分野の特許出願が急増している。特許庁によると、衣類ケア機器分野における韓国内の特許出願は、2010年の14件から2019年の82件まで10年で6倍近く増加した。特に、過去3年間(2017~2019年)の出願が、過去10年間の出願全体の65.4%を占めているなど、最近になって急増している。

これは、スーツ等のしわや臭いを自宅で手軽に管理するという既存のニーズ以外に、3~4年前から微細粉塵(PM2.5)が四季を通じて社会的 이슈となり、微細粉塵を除去して服を清潔に保ちたいという消費者の需要が急増し、これらの解決のために企業の技術開発が活発になったのと軌を一にしている。

過去10年間(2010~2019年)の韓国内の特許出願について出願人の割合を類型別にみると、韓国人が96.3%なのに対し外国人は僅か3.7%と、韓国企業が出願をリードしている。このような現象は米国でも同様で、同期間における米国の衣類ケア機器分野の特許出願全体の71.8%を韓国企業が占めている。

また、大企業の出願が70.1%、中堅・中小企業は21.1%であった。注目すべきなのは、出願人の数が2010年の2人から2019年には18人に増え、一年に5件以上出願した企業は、2010年の1社から2019年には4社に増えた。微細粉塵の衣類ケア機器の国内需要が増えたのに伴い、市場に参入する出願企業が増えたものとみられる。

主な技術トレンドを見ると、①微細粉塵除去技術は出願全体の14.5%を占めており、二重衣服振動による除去方式が56.1%、風による除去方式が43.9%となっている。2018年からは風噴射方式の出願数が振動方式の出願数を上回っている。②人工知能を用いて、微細粉塵や消費者の生活パターン情報を適用

して最適な衣類ケアを提供する技術は、全体の8.2%に過ぎなかったが、2018年から急増している。③衣類ケア機器に室内空気清浄機能を加える技術も、出願数は3.9%で少ないが、2017年から着実に出願されている。

特許庁は、「微細粉塵が日常化する中で、衣類ケア機器の国内需要は今後も着実に増えると予想され、これに対応する企業の国内特許出願も活発になると予測される」とし、「海外市場はまだ開拓段階にあるだけに、現地に合ったカスタマイズな技術開発と積極的な海外特許確保の戦略を並行して進める必要がある」と述べた。

最新技術

KIST、青色光半導体技術の開発

韓国科学技術研究院(KIST)が韓国のペタルックス社との共同研究により、既存の青色光LEDに使用してきた窒化ガリウムに代わる新しい半導体技術の開発に成功した。

韓国科学技術院次世代半導体研究所の研究チームは、銅、ヨウ素を合成したヨウ化銅1-7族化合物半導体を素材に使用し、高効率で青色光を発光する素子技術の世界で初めて開発したと明らかにした。

今回開発されたヨウ化銅半導体は、安価なシリコン基板の上で成長しても欠陥が少ないため、現在商用化されている大面積のシリコン基板をそのまま使用できるという利点がある。

また、ヨウ化銅薄膜の成長温度が、シリコン基板のCMOS素子工程に使用される温度(300度以下)と類似し、劣化することなくヨウ化銅薄膜を蒸着することができる。

ヨウ化銅半導体は、窒化ガリウムベースの素子に比べて10倍以上も明るく、より高い光電効率特性を示す。長期的な素子の安定性にも優れていることが分かった。

韓国科学技術研究院のチャン・ジュンヨン所長は、「新たなLED技術は、日本が独占している窒化ガリウムに代わる新しい発光半導体用素材になるものと期待している」と伝えた。

今回の研究は科学技術情報通信部の支援により、ペタルックス社が研究開発費を投資して共同研究を行った。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr